

令和4年度第2回狛江市国民健康保険運営協議会
事前質問に対する回答

(1) 報告事項

①令和3年度狛江市国民健康保険特別会計決算について

【質問1】

令和3年度決算におきまして、歳入金額と歳出金額の差引額で約9,500万円の余剰が生じていますが、この金額はどのようになるのでしょうか。

【回答】

令和3年度の歳入歳出の差引額については、繰越金として令和4年度会計に繰り越します。令和3年度に国や東京都から交付された交付金のうち、翌年度に精算し超過交付分を返還するものがありますので、返還金を加味して余剰を残した上で、一般会計からの繰入金を決定します。

【質問2】

口述説明資料P1の中段「令和3年度分（コロナの）減免額10分の6が含まれている」とあるが、全額ではない理由は何でしょうか。

【回答】

令和3年度分のコロナ減免額の10分の4につきましては、資料1のP3「3. 都支出金－1. 都補助金－2. 保険給付費等交付金－2. 特別交付金」の中で交付されております。

【質問3】

令和3年度の決算額と前年度実績が記載されていますが、令和3年度の予算比というのは作らないものなのでしょうか。

【回答】

予算はあくまで見込で作成した数値となり、決算が確定した段階で、実績がどうだったか、前年度実績と比較してどうだったかということが重要との考えから、このような資料を作成しております。

【質問4】

資料1のP3歳入明細1.1.1.2滞納額4千3百万円の内、令和2年度からの繰越額、と令和3年度に新規発生した額はそれぞれいくらなのでしょう。また、回収可能性についてはどういう状況なのでしょう。

【回答】

滞納繰越分の決算額42,839,381円は、すべて令和2年度以前から繰り越され、令和3年度に納付された金額です。

なお、滞納調定額93,292,864円に対して収納額が42,839,381円であったため、徴収率は45.9%となっており、今後も税負担の公正性・公平性の観点から、適切に滞納処分等を実施していきます。

【質問5】

令和4年度の決算見通し（予算対比）というのは出せないのでしょうか。

【回答】

出すことは可能ですが、通常は出しません。

出す場合は、予算を補正する場合や、事務方の参考資料程度となります。

②狛江市国民健康保険財政健全化計画の実施状況について

③狛江市国民健康保険財政健全化計画の今後の進め方について

【質問6】

財政健全化計画の赤字削減を、歳入の確保という点から進めていくには、税率の改定と収納率の向上の二つの方法しかありません。

その収納率の向上を図るため、具体的な方策や数字を検討しているのでしょうか。

【回答】

収納率（徴収率）向上の取組みですが、滞納者に対しては、文書・電話等による催告や臨戸に加え、令和4年1月からはSMS（ショートメッセージサービス）催告により、督促状・催告書の開封及び内容確認を促す等、早い段階から効果的に催告等を実施するとともに、なお、滞納状態が継続した場合は財産調査を着実にを行い、税負担の公平性・公正性の観点から適切な滞納処分を実施しています。

また納付については、金融機関窓口、コンビニエンスストア収納及びスマートフォン決済に加え、令和4年5月からはクレジットカード決済を導入し、収納チャネルを拡充することで納税者の利便性向上に取り組んでいるほか、納税通知書送付用封筒の裏面にWeb口座振替受付サービスの案内を掲載する等、口座振替推進にも取り組んでいます。

今後も、早期に滞納者との接触を図ることを心がけ、徴収率の維持・向上に努めていきます。

【質問 7】

国民健康保険事業費納付金は、保険給付費が上がればそれに連動し上がるのでしょうか。

【回答】

お見込みのとおりです。

【質問 8】

資料 2 の P 4 に国民健康保険事業費納付金の都の積算（推計）方法がありますが、狛江市でも推計は可能なのでしょうか。

【回答】

積算にあたっては、都内 62 市区町村の実体を踏まえて推計されるため、狛江市単独の状況を基に推計することは不可能です。

【質問 9】

保険者努力支援制度の取組み状況及び結果について教えていただきたい。収支改善に資する取組みとしては、例えば健診・保健指導の実施率の向上や、重症化予防対策、がん対策などが考えられますが、これらは保険者努力支援制度の評価指標でもあり、ポイントの高い市区町村については、交付金の増加や、健康な方が増えることによる医療費の減少が期待できます。

【回答】

保険者努力支援制度（取組評価分）につきましては、保険者としての様々な取組みによって得点が加点され、その点数によって交付金が決定されるものです。

令和 4 年度狛江市は、2,761 万 5 千円の交付が決定され、得点としては都内 62 市区町村中 15 位となりました。

保健事業の部分の取組みとしましては、特定健診の受診率、特定保健指導実施率の向上、糖尿病性腎症重症化予防事業の実施、重複多剤投与者への取組み、ジェネリック医薬品差額通知事業の実施などの部分で得点を獲得いたしました。

【質問 10】

口述説明資料 P3 の上から 7 行目、「平成 31 年度決算の赤字額と数値が違う」ということは、資料 2 の 2 の 4 億 3,700 万円がスタート（4 億 400 万円ではなく）ということでしょうか。

【回答】

国民健康保険財政健全化計画は、東京都国民健康保険運営方針において市区町村が定めることを明記しているものですが、計画策定に当たり解消すべき赤字額を予算推計ベースの額を設定するよう方針が示されたため、狛江市では平成 31 年度の予算推計ベースの金額 4 億 400 万円を計画上の解消すべき赤字額と設定しました。

今後、削減額の計画と実績の差分も含め、計画の見直しの中で反映していくものとなります。

【質問 11】

口述説明資料の P3 上から 12 行目、現年分が 97.5% 滞納繰越分が 45.9%の意味を教えてください。

【回答】

収納率（徴収率）は、調定額（課税額）に占める収納額の割合です。

【質問 12】

口述説明資料 P3 下から 11 行目、令和 4 年度納付金は既に増額で決定してはありますが、それによる予算へのインパクトはどうなるのでしょうか。（令和 4 年度第 1 回の資料 2 記載の令和 4 年度予算）

【回答】

現在の状況においては、納付金が増額になれば基本的に全体の予算額も増額となります。

(2) その他

①次期狛江市国民健康保険データヘルス計画の策定について

【質問 13】

「データヘルス計画の策定や運営管理を業務委託することを検討」とありますが、データヘルス計画の策定は保険者の責務と考えます。コンサルタントを活用した場合、保険者である市がどの程度、あるいはどのように関わるのか教えていただきたい。

【回答】

次年度予算にかかわる内容のため、現時点ではあくまでも事務局における内部検討の状況であると御理解ください。

保健事業の実施におきましては、現在もコンサルタントに評価分析業務や、保健指導の一部などを委託により実施しています。

この保健事業は、国民健康保険事業の中で市が独自の取り組みを行うことができる唯一の部分であり、また被保険者の健康増進や維持につながる事が期待できます。

また、保険給付費の増加抑制並びに圧縮が健康保険制度の存亡にかかわる命題であり、予防医療への注力無くして実現は不可能であることから、実効性のある計画を策定するために、レセプトデータを始めとするKDBシステムの各種データを評価分析することができる民間事業者に計画策定を委託したいと考えています。

加えて、慈恵医大第三病院では、令和8（2026）年の新病棟竣工に併せて、地域医療に対応するための専門部門である「健康推進センター（がじゅまるセンター）」が開設される予定となっており、今後の慈恵第三病院と市の連携においても、委託事業者を取り込むことで産・官・学の取り組みを実現したいと考えています。